

令和8年4月現在

中小企業者・小規模事業者向け 矢巾町制度融資のご案内



矢巾町制度融資とは

町内の中小企業者・小規模事業者の円滑な資金調達を支援するため、利子または保証料の一部を補助します。

【お問い合わせ】

矢巾町産業観光課商工振興係

住所：矢巾町大字南矢幅第13地割123番地(庁舎内2階)

TEL：019-611-2602(直通)/FAX：019-611-2609

矢巾町中小企業振興資金融資制度

町内の中小企業者及び事業協同組合を対象に、中小企業の振興を図ることを目的とした融資制度で、貸付利率のうち年1.9%の利子補給を町から受けることができます。

貸付対象

- 1 小口資金及び中口資金の融資に当たっては、町内において原則として1年以上引き続き同一事業を営んでいる方
- 2 開業資金の融資に当たっては、開業する事業と同種に3年以上の勤務経験がある方、または、その業種を営む資格もしくは免許を有する方
- 3 市町村税の滞納がない方

取扱条件

- 1 資金種類 小口資金・中口資金・開業資金
- 2 貸付限度 小口資金1,250万円以内・中口資金2,500万円以内
開業資金1,250万円以内
- 3 貸付利率 年3.45%（借入期間3年以内 年3.25%）
※セーフティネット保証対象 年3.20%（3年以内 年3.00%）
ただし、NPO法人の特別小口保証を除く
- 4 資金用途
 - (1) 運転資金（商品仕入、材料購入、支払手形決済の資金）
 - (2) 設備資金（機械、器具の購入資金・工場、店舗の新築及び増改築資金）
- 5 貸付期間
 - (1) 小口資金 運転資金 7年以内（据置期間1年以内）
 - (2) 小口資金 設備資金 10年以内（据置期間1年以内）
 - (3) 中口資金 運転資金 7年以内（据置期間1年以内）
 - (4) 中口資金 設備資金 10年以内（据置期間1年以内）
 - (5) 開業資金 運転資金 7年以内（据置期間1年以内）
 - (6) 開業資金 設備資金 10年以内（据置期間1年以内）
- 6 保証料率 岩手県信用保証協会が定める率0.45%～1.7%
- 7 保証人 金融機関の条件による
- 8 利子補給率 年1.9%

取扱金融機関（お申し込み・融資のご相談）

- 岩手銀行矢巾支店（Tel.697-8561）
- 岩手銀行流通センター支店（Tel.638-5533）
- 北日本銀行矢巾支店（Tel.697-3431）
- 北日本銀行流通センター支店（Tel.638-1381）
- 東北銀行矢巾支店（Tel.697-9100）
- 東北銀行流通センター支店（Tel.638-2211）
- 盛岡信用金庫矢巾支店（Tel.697-8800）

申請書類

申請書は町ホームページよりダウンロードが可能です。

- ・ 矢巾町中小企業振興資金利子補給承認申請書（様式第1号）
- ・ 滞納がないことの証明(コピー不可)
- ・ 信用保証委託申込書の写し
- ・ 【法人の場合】履歴事項全部証明書の写し(3か月以内に取得したもの、コピー可)
- ・ 【個人事業主の場合】住民票の写し(コピー不可)
- ・ 【個人事業主の場合】事業実績が一年以上ある場合は前年の確定申告書及び収支内訳書
(又は青色申告決算書)の写し
事業実績が一年未満の場合は開業届の写し
- ・ 【設備資金の場合】見積書・設計書の写し

制度に関するお問い合わせ先

矢巾町産業観光課 商工振興係 TEL019-611-2602 (直通)



【矢巾町 HP】

矢巾町小規模企業信用保証料補給制度

町内小規模企業者の資金調達の円滑化と振興育成を図ることを目的に、岩手県小口事業資金貸付要綱に基づく小規模小口資金の融資を利用される場合、岩手県保証協会へ支払う信用保証料の全部または一部を町から補給を受けることができます。

補給対象の方

- 1 町内に事業所を有する法人または町内に住所を有する個人事業者で、従業員数が20人（商業・サービス業は5人。ただし、宿泊業及び娯楽業は20人）以下の小規模企業者
- 2 市町村税を滞納していない方

取扱条件

- 1 資金用途 運転資金・設備資金
- 2 貸付限度額 2,000万円以内
※既存の保証協会の保証付き融資残高との合計額が2,000万円以内で、新規の保証に限ります。
- 3 貸付利率 借入期間3年以内 年2.35%以内
借入期間3年超7年以内 年2.55%以内
- 4 貸付期間 運転資金 5年以内（据置期間1年以内）
設備資金 7年以内（据置期間1年以内）
- 5 保証人 不要
- 6 担保 不要
- 7 保証料率 融資を受ける場合に岩手県信用保証協会の信用保証が必要です。
保証料率は、財務状況等により年0.45%～1.5%です。
セーフティネット保証の適用を受ける場合は年0.7%となります。
その他割引については、県要綱を確認ください。
- 8 補給率 年0.45%～1.0%
保証協会が定める保証料率に対して、年1.0%の範囲内で保証料を町が補給します。

融資申込手続

県内の金融機関へ申し込みください。

保証料補給申込手続

申請書は町ホームページよりダウンロードが可能です。

- ・ 矢巾町小規模企業信用保証料補給承認申請書（様式第1号）
- ・ 滞納がないことの証明（コピー不可）
- ・ 信用保証委託申込書の写し
- ・ 【法人の場合】履歴事項全部証明書の写し（3か月以内に取得したもの、コピー可）
- ・ 【個人事業主の場合】住民票の写し（コピー不可）
- ・ 【個人事業主の場合】事業実績が一年以上ある場合は前年の確定申告書及び収支内訳書（又は青色申告決算書）の写し
事業実績が一年未満の場合は開業届の写し
- ・ 【設備資金の場合】見積書・設計書の写し

制度に関するお問い合わせ先

矢巾町産業観光課 商工振興係 TEL019-611-2602（直通）



【矢巾町 HP】